

野焼き 環境にやさしい住よいまちづくりにご協力ください。 は法律で禁止されています！

野外でごみを燃やすこと(野焼き)は、法律で禁止されています。農業などに伴う「例外的に認められる焼却」であっても、周辺の住民から申し立てがある場合は指導の対象となります。

(※法律に違反した場合:5年以下の懲役もしくは1,000万以下の罰金又はその併科)



上記のイラストは全て野焼きに該当します。

田んぼや畑での野焼き みんなの迷惑になっています！



農業を営むための稲わらの焼却など、野焼きが例外的に認められる場合もあります。しかし、だからといって近所の皆さんが煙で困っても、野焼きは当然というのでしょうか？

「煙の臭いが家の中まで入ってくる」「洗濯物が干せない」「煙でのどが痛い」「咳が止まらず苦しい」といった内容の申し立てが多くあります。

やむを得ず燃やさなければならない場合は、風の向きや強さ、時間帯、燃やす量を考えるなど最低限のマナーが必要です。近所の民家に煙が届かないように十分な心配りをお願いします。

※例外的に認められている野焼き（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条より）

- 農業・林業・漁業を営むためにやむを得ず行う焼却（例：農業の稲わらの焼却）
- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却（例：火祭り、どんど焼きなど）
- 焚き火その他日常生活を営む上で通常おこなわれる焼却（例：キャンプファイヤーなど）